

チェックシート

【補助対象】

チェック欄

対象者	<p>○ 以下の全ての要件を満たす福岡県内の中小企業</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーンアジア国際戦略総合特区の特区事業者と、特区事業での取引がある ※親会社等を経由する取引であっても、特区事業者への供給過程で部品や素材が他社で加工されずに納品されるものは対象となります 福岡県内に立地する中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業 ※または、上記中小企業を含む複数の中小企業者で構成するグループである 福岡県暴力団排除条例に規定される暴力団または暴力団員と密接な関係を有していない グリーンアジア国際戦略総合特区の特区事業者ではない 	
対象設備	<p>○ 以下の全ての要件を満たす設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 特区事業者が実施する特区事業に関連する部品等を製造、又は開発するための設備等である 以下を除く減価償却資産である <ul style="list-style-type: none"> 土地、建物 船舶、航空機、車両及び運搬具、その他汎用性が高いと認められるもの 新設または増設する上記設備の購入、設置等にかかる経費である ※既存設備の補修・修繕は対象外です 生産設備の場合は取得額の合計が500万円以上、又は開発設備の場合は取得額の合計が250万円以上のいずれかである 補助事業は、補助金の交付決定後に着手すること ※原則として、交付決定日前の発注・契約に係る経費は補助対象となりません ※3月末日までに取得設備の支払いまで完了する必要があります 	
対象経費	<p>○ 以下の経費であり、これらの管理を明らかにできる</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産課税台帳（償却資産）に登載される機械・設備等の取得にかかる経費である ※取引に係る消費税及び地方消費税額は除きます ※他の補助金等を活用している場合は、その額を対象経費から除きます 経費について、他の経理と区分して収支簿に記載し、収支および用途を明らかにできる 本事業で取得した財産については、台帳を設け、その保管状況を明らかにできる 	
【参考】	<p>○ 補助率：補助対象経費の15%以内（25%以内）</p> <p>○ 補助限度額：400万円（600万円）を上限とする</p> <p>○ （ ）内は特例枠：半導体、蓄電池（車載用）、洋上風力発電機、水素エネルギーに関する一定の事業の用に供する設備を取得する場合</p> <p>○ 特区事業者：福岡県知事、北九州市長、福岡市長のいずれかより特区事業者として指定を受けて設備投資等を行う者（別紙参照）</p>	

【申請】

チェック欄

申請書類	<p>○ 以下の書類と、本チェックシートをご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーンアジア国際戦略総合特区中小企業設備投資促進補助金交付申請書（様式第1号） 事業計画書（様式第1号の別紙） 定款の写し 補助事業にかかる収支予算書 役員名簿 取得設備見積書 工場位置図 設備設置予定位置図 特区事業者からの発注書・設計図等取引状況が確認できる書類 	
------	--	--